

千歳市市民協働推進会議の会議ルール

前文

千歳市市民協働推進会議（以下「会議」という）において、自由闊達な発言や新たな発想を最大限に尊重した主体的な活動を行うため、下記の基本ルールを定めます。

1. 活動のルール

（1－1）会議は、委員の半数以上の出席者がある場合に開催します。

（1－2）委員は、会議において、政治・宗教・営利活動等を一切行わないこととします。

（1－3）委員は、欠席又は遅刻する場合、会議開催日の前日までに、事務局（市民協働推進課：24-3131 内線 388、24-0452 [直通]）へ連絡することとします。

（1－4）委員個人又は委員の所属する団体等が申請を行う場合、並びに、委員の所属する課が協働事業等の事業担当課である場合は、当該委員は、当該事業にかかる選考審査、及び実績評価等の検討から外れるものとします。

2. 発言のルール

（2－1）会議の開催にあたっては、議題を明示し、発言が偏らないよう公平な運営に配慮します。

（2－2）委員は、手短に、わかりやすく発言し、他の発言者の話しを遮るような発言は慎み、円滑な会議進行に努めます。

（2－3）委員は、委員が属する特定の地域、団体や組織の利害に関する発言などに偏らないようにします。

（2－4）委員は、特定の人や団体を誹謗中傷するような発言はしないようにします。

（2－5）欠席者は、文書で発言することができるようにします（事務局へ提出）。

3. 意見集約のルール

（3－1）会議での合意形成は、出席メンバー全員の一致を目指します。

（3－2）意見を集約するだけでなく、結論に至るプロセスを重視するとともに、少数意見を尊重し、参考意見を添付することができることとします。

4. 会議公開のルール

（4－1）会議は公開を原則とします。ただし、協働事業及びひと・まちづくり助成事業の審査については、非公開とします。

（4－2）会議の日程は、決まり次第千歳市のホームページで公表します。

（4－3）傍聴の許可は、会場の都合等を考慮して行います。

（4－4）傍聴人は、傍聴人名簿に記載します。

- (4-5) 傍聴人は、会議において発言することが出来ません。
- (4-6) 会議の写真及びビデオ撮影、録音については委員長の許可を必要とします。
- (4-7) 会議結果は、千歳市ホームページで公開します。

5. 行政・関連機関との調整のルール

(5-1) 会議の活動に必要な資料の提示や説明、又は関連機関へ調査等を依頼する場合には、委員長を通じ、市民協働推進課に依頼します。

6. 個人情報の保護のルール

(6-1) 会議の参加者（委員、傍聴人、事務局、その他の参加者）は、個人情報の保護の重要性を十分認識し、他人の利益を害することがないように努めなければなりません。

7. 事務局の役割

(7-1) 事務局は、会議の運営を円滑に進めるよう支援します。

8. 会議ルール改正のルール

(8-1) 会議ルールは、全委員の3分の2以上の賛成をもって改正することができます。

9. その他

(9-1) 上記の事項に定めのないものは、会議において協議して定めます。

(1) ひと・まちづくり助成事業

| 場面 | 会議での立場と行動 |
|------------------|-----------|
| プレゼンテーション（ヒアリング） | 申請者として参加 |
| 採点 | 申請者のため退出 |
| 選考 | 申請者のため退出 |
| 実施後意見交換 | 申請者として参加 |
| 事業検証 | 申請者のため退出 |

(2) 協働事業

| 場面 | 会議での立場と行動 |
|------------------|-----------------|
| プレゼンテーション（ヒアリング） | 申請者（事業担当課）として参加 |
| 採点 | 申請者（事業担当課）のため退出 |
| 選考 | 申請者（事業担当課）のため退出 |
| 実施後意見交換 | 申請者（事業担当課）として参加 |
| 実績評価 | 申請者（事業担当課）のため退出 |